

政府「緊急雇用対策」に関する提言

平成21年12月21日

全国知事会

現在の経済情勢は、一部に改善の兆しが見え始めてはいるものの、雇用情勢の低迷や景気の下振れに加え、急激な円高の進行やデフレの影響による企業収益の更なる減少と、それに伴う雇用環境の一層の悪化が懸念されるなど、先行きの不透明感はますます強まっており、全く予断を許さない状況にある。

こうした中、政府においては、去る10月23日に「緊急雇用対策」を策定し、「ワンスタープ・サービス・デイ」等を含む貧困・困窮者支援や、雇用維持支援、新卒者支援等の取組を進めている。

さらに、直面しているデフレ状況や為替市場の急激な変動による円高の進行等を踏まえ、確実な景気回復・デフレ克服を目指す視点等から、12月8日には、「雇用」「環境」「景気」を主な柱とする「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を取りまとめるなど、厳しい状況に応じた機動的な対応を図っている。

我々地方も、就業支援や中小企業支援など、地域の経済・雇用対策に全力で取り組んでいるところであるが、今後、地域の実情に応じた実効ある対策を実現するためには、現場を知る我々地方と国とがしっかりと連携し、双方の知恵と力を結集した対応を図ることが重要であることから、次の事項について確実に取り組むよう、強く求める。

貧困・困窮者支援

1 ワンスタープ・サービス・デイの効果的な実施

(1) 既存事業との役割分担の明確化と連携強化

各地方自治体が設置している「求職者総合支援センター」等で行う職業相談・紹介の他、生活資金の貸付、生活保護、公営住宅等に関する情報提供等との役割分担の明確化や、地域自殺対策として地方自治体からハローワークに職員を派遣している対面型相談支援事業等との重複を整理した上で、こうした施策との十分な連携を図ること。

(2) 適切な人員配置・確保と確実な財政措置

生活保護等の相談・申請件数の激増や生活福祉資金に係る制度改正、新型インフルエンザ対策等の業務により、関係職員の業務量が増大していることに十分配慮し、定期開催・年末年始の開催に向けては、事業実施に支障の生じないよう、ハローワークにおいても適切な人員配置・確保を行うこと。

また、窓口を担う各地方自治体等の人員が大幅に不足している状況において、通常業務に支障を来さないようにするため、当該事業の実施に伴い新たに生じる人件費等の経費について全額国庫負担とするなど、確実な財政措置を講じること。

(3) 試行結果を踏まえた実施業務や実施方法の整理

当該事業の定期開催や年末年始の開催に当たっては、求職中の貧困・困窮者が生活保護へ移行することなく、安心して就職活動をするための「新たなセーフティネット」としての位置付けを明確にすること。

その上で、11月30日の各地での試行結果を踏まえ、地方自治体、社会福祉協議会等関係機関の意見及び実情を考慮し、実施業務の範囲や実施方法、実施回数等を整理すること。

(4) よりわかりやすい施策体系

求職中の貧困・困窮者の支援制度については、複雑な現行制度を整理した上で、対象者のみならず支援する側にとってもわかりやすく活用しやすい制度に再設計するとともに、地方自治体の取組も含め、利用者への十分な周知を図ること。

2 住まい対策の充実等について

(1) 補助・融資期間の延長

現在の住まい対策としての住宅手当及び就職安定資金は、それぞれ補助及び融資期間が6ヶ月以内に限られているが、新たな常時雇用先を見つけるには不十分であり、安定的な賃借人を求める多くの賃貸事業者から協力を得ることも困難である。

離職者が再就職に向けた活動を安心して行うためには、住居の確保が極めて重要であることから、一定の条件の下、補助・融資期間の延長を認めるなど、柔軟な対応を図ること。

(2) 必要な住宅数の把握・確保と的確な情報提供

必要な住宅の確保に向け、今後発生が見込まれる離職者や住宅困窮者に係る必要住戸数を把握し、まずは、可能な限り国の責任において住宅を確保するとともに、地方が提供する住宅への入居者に係る家賃の減額あるいは免除額の補填や滞納処理費用については、国が全額負担するなど、適切な対応を図ること。

また、地方自治体からハローワークへ提供している公的賃貸住宅の利用可能住戸の情報について速やかに更新するなど、利用者に対し、よりの確な情報提供を行うこと。

新卒者支援

1 職業能力開発施策の充実

学卒未就職者の資格取得等を促進するため、国の教育訓練給付制度の助成対象や、ハローワークの受講あっせん対象に学卒未就職者（含む見込者）を加えるなど、職業能力開発施策の充実を図ること。

また、都道府県が実施する学卒未就職者向けの研修や職業訓練等について、確実な財政措置を講じること。

2 地方との緊密な連携等

ハローワークへのジョブサポーターの緊急配備など新規事業の実施に当たっては、ジョブカフェ等における若年者向けカウンセリングや合同企業説明会など、既に地方が主体となって実施している事業や地域の学校との連携を図ること。

また、地域的な偏りをなくし、就職機会の増加につなげるため、複数のハローワークが合同で、時期をずらして就職面接会を開催するなど、きめ細かな配慮を行うこと。

雇用維持・中小企業支援

1 中小企業金融の一層の円滑化

現下の厳しい経済環境下における中小企業の資金繰りを支援するため、「景気対応緊急保証」の創設及び日本政策金融公庫のセーフティネット貸付に係る平成22年度以降の期間延長に当たり、日本政策金融公庫及び信用保証協会に対する予算措置を早急に行うこと。

また、「景気対応緊急保証」については、従前の「緊急保証制度」と同様の信用保険料により、信用補完制度を維持拡充するとともに、「条件変更対応保証」の創設については確実な財政措置を行うなど、中小企業金融の一層の円滑化を図ること。

2 雇用保険の適用基準等

雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充を行うこと。

3 中小企業緊急雇用安定助成金等の充実

中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金について、解雇を最小限に食い止める「雇用のセーフティネット」としての機能をより充実させるため、支給限度日数を大幅に拡充すること。

介護分野における雇用創造

1 介護職員等の処遇改善

不足する福祉介護人材を確保し、定着を促進するため、介護職員処遇改善交付金事業や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく福祉・介護人材処遇改善事業の対象職種を拡充するとともに、同交付金の終了する平成24年度以降も引き続き処遇改善に向けた抜本的な取組を進めること。

その際には、被保険者の保険料や利用者負担及び地方自治体の負担が増加しないよう、確実に財政措置を講じること。

2 介護雇用プログラムの効果的・効率的な実施等

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムをより効果的・効率的に実施するため、既に今年度から実施している介護福祉士養成訓練や、介護福祉士等修学資金貸付事業等との整合を図りつつ、制度の枠組みを早急に示すこと。

その際には、現在、介護現場で働きながら資格取得を目指している者との公平性等に十分配慮すること。

また、国が実施する「福祉人材コーナー」や都道府県が実施する「福祉・介護人材マッチング支援事業」等が福祉介護人材確保策として、より効果的かつ機動的に運用できるよう改善を図ること。

環境分野等における雇用創造

環境施策等の充実・事業化

環境分野について、産業として着実に成長し、雇用の受け皿が拡大するよう、技術者をはじめとする人材の誘導、事業資金確保に係る特段の配慮、行政と民間の協働による市場開拓、さらには、環境先端技術の活用促進や、温室効果ガスの排出削減に向けた革新的技術の開発支援と普及、新エネルギーの導入促進に向けた支援など、施策の一層の充実や必要な事業化を行うこと。

緊急雇用創出事業等の運用改善と前倒し執行

1 事業要件の緩和等による運用改善 別紙参照

緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業など各種基金事業等について、地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、事業要件の撤廃又は大幅な緩和を行うこと。

2 前倒し執行に当たっての対応

緊急雇用創出事業の前倒し執行による雇用創出数（目安）が示されたが、本来、基金事業は地方自治体に運営が任されているものであることから、各地域の実情に応じた執行判断を優先させること。

地域雇用戦略会議の設置

既存組織等を活かした柔軟な対応

既に全都道府県において緊急雇用対策本部等を設置しているほか、多くの地域で市町村や経済団体、労働団体等を含めた協議組織を立ち上げ、地域の実情に応じた様々な雇用対策等に積極的に取り組んでいることから、それらの実態に即し、既存会議を活用するなど柔軟な対応を図ること。

また、地域ごとの重点雇用分野の設定や雇用見通し、アクションプランの策定等についても、既に各地域で策定した独自の緊急雇用対策等を活かすこととし、プラン策定の必要性も含めて地域の判断に委ねること。

基金事業等の改善について

	名称	項目	現 状	改善内容	
1	緊急雇用創出事業	雇用期間要件（原則）の撤廃	雇用期間は6ヶ月以内更新1回可	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。	
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。	
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。	
		人件費割合要件の緩和	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	新要綱における新規雇用失業者の人件費割合1/2以上について、更なる要件緩和を行うこと。また、旧要綱の要件（人件費割合7割以上、新規失業者割合3/4以上）を更に緩和した上で残し、新要綱との選択を認めること。	
		事業の前倒し執行	-	-	事業の前倒し執行に際しては、大幅な要件緩和等の運用改善を行うこと。
			前倒し執行を進めた場合、来年度以降の事業費が不足	-	各自治体の状況に応じて、交付金の更なる増額を行うこと。
		事務経費等への充当	自治体での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可	-	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。
		Off-JTに係る費用への充当	雇用した労働者の基礎技術習得等のためのOff-JTに係る費用は対象外（介護以外）	-	基礎技術習得等のために必要なOff-JTに係る費用についても事業の対象とすること。
		実績報告の簡素化	21年度補正の追加交付金について、上下半期毎に基金執行状況を報告	-	内訳として求められている月単位、支出節毎の報告を不要とし、報告内容を簡素化すること。

	名称	項目	現 状	改善内容
1	緊急雇用創出事業（継続）	ふるさと雇用再生特別基金との統合等	ふるさと雇用再生特別基金との統合・流用は認められていない。	自治体のニーズに応じて、両基金の合計の範囲内で弾力的に事業を実施できるように、両基金の統合等を可能とすること。
		保健医療分野の資格取得	-	介護分野で働きながら資格をとるプログラムが設定されたが、地域の実情に合わせ、保健医療分野の資格取得についても活用出来るようにすること。
2	ふるさと雇用再生特別基金事業	雇用期間要件（原則）の撤廃等	雇用期間は原則1年以上	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。
			対象事業は委託事業のみ	地域の継続的な雇用創出に寄与する事業であれば、補助事業としての実施も対象とすること。
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。
		人件費割合要件の緩和	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	事業開始時の初期投資等を勘案し、人件費割合を緩和すること。
		交付金の増額	雇用機会創出のための事業費が不足	地域における継続的な雇用機会の創出を更に進めることができるよう、各自治体の状況に応じて、交付金の増額を行うこと。
		事務経費等への充当	自治体での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可。	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。
		一時金の支給事務	一時金の支給は、市町村補助事業も含めて都道府県が支給要件の判定、支給事務、不正受給調査等を行う。	市町村補助事業については、市町村からの一時金支給を可能とし、都道府県からの補助対象とすること。

	名称	項目	現 状	改善内容
3	地域自殺対策緊急強化基金（継続）	実施期間延長	交付金が平成23年度までに限られている。	自殺対策は、長期に亘る施策展開が必要であるため、交付金の期間延長を行うこと。
4	介護職員処遇改善交付金及び障害者自立支援対策臨時特例交付金（福祉・介護人材処遇改善事業）	対象職種の拡大	対象職種が介護職員に限定されており、事業所内でのバランスを欠くことになる。	他の職種との公平性の観点から、交付対象者の範囲を拡大するなど、全職員の処遇改善を図ること。
		処遇改善を図るための対応の実施	交付金が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も、介護職員の給与水準が維持・向上されるよう、処遇改善を図るための対応を確実に実施すること。その際、地方自治体の負担や被保険者の保険料の上昇を招く介護報酬等の枠組みで実施することのないよう、国が十分な予算措置を講ずること。
5	介護基盤緊急整備特別対策事業	対象の拡大	同事業の対象が小規模施設（定員29名以下）のみである。	広域型施設も対象とすること。
		実施期間延長	助成額の増額が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も同額の助成を継続すること。
6	森林整備加速化・林業再生事業	間伐事業費枠の撤廃又は緩和	間伐事業費が全体事業費の4割以上とされている。	間伐事業費枠を撤廃または緩和することにより、地域の実情にあった全体計画の策定を可能とすること。
		「運用改善」内容の見直し	間伐、路網整備等事業の集約化、木造施設整備の補助対象施設の要件追加など、新たな事業要件が「運用改善」と称して追加された。	既に策定済みの事業計画に制約を課すような事業要件の追加は撤回すること。
7	-	外国人への生活支援	-	外国人が就労につながる研修事業に参加する場合は、研修等に専念できるよう、生活支援等を充実すること。